

広島県監査委員告示第一号

広島県監査委員事務局の組織及び職員の職の設置等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年四月一日

広島県代表監査委員 佐藤 均

広島県監査委員事務局の組織及び職員の職の設置等に関する規程の一部を改正する告示

広島県監査委員事務局の組織及び職員の職の設置等に関する規程（平成十六年広島県監査委員告示第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第八項中「総務事務」の下に「又は特定事項に関する事務」を加える。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。